

緑化計画作成の手引

平成22年4月版



渋谷区 都市整備部

環境保全課 環境計画推進係

http://www.city.shibuya.tokyo.jp/env/en_eventact/midori.html

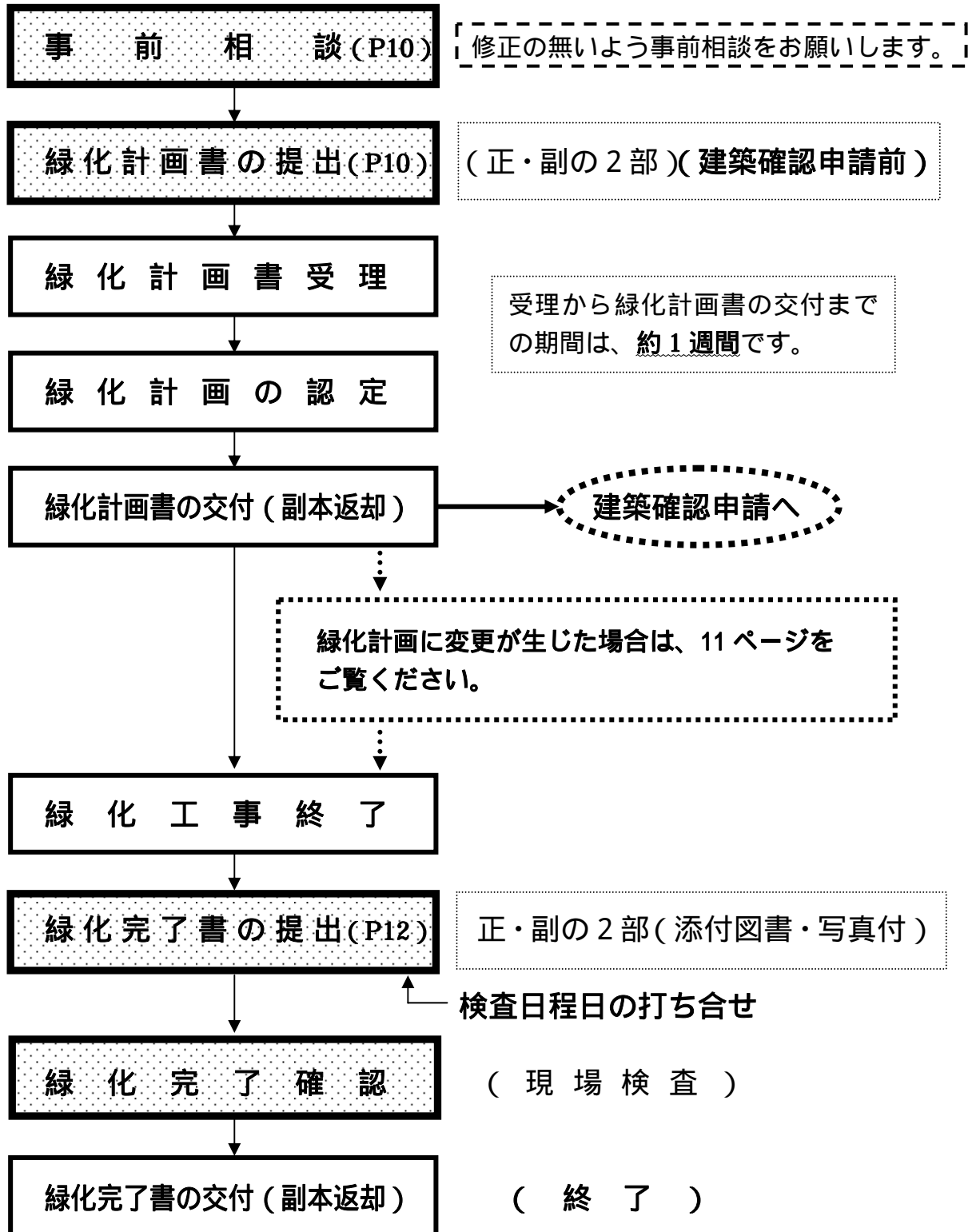
目 次

1 . 緑化計画書届出の流れ図	1 ページ
2 . 緑化計画の届出が必要な方	2 ページ
3 . 緑化面積の算定	3 ページ
4 . 地上部の緑化面積の算定基準	5 ページ
5 . 屋上部の緑化面積の算定基準	6 ページ
6 . 緑化緩和措置	8 ページ
7 . 屋上緑化の留意点	9 ページ
8 . 緑化計画書の提出と手順	10 ページ
9 . 緑化計画の変更	11 ページ
10 . 緑化完了書の提出	12 ページ

(参考資料)

緑化計画書（書き方見本）	13 ページ
緑化完了書（書き方見本）	14 ページ
緑化計画平面図（書き方見本）	15 ページ
植栽樹種一覧表（書き方見本）	16 ページ
緑化に使用される一般的な樹木例	17 ページ
渋谷区みどりの確保に関する条例（抜粋）	18 ページ
同条例施行規則（抜粋）	19 ページ

1. 緑化計画書届出の流れ図



担当窓口： 渋谷区役所 都市整備部 環境保全課
 環境計画推進係 3463-2749 (ダイヤル)
 3463-1211 内線3524

2 . 緑化計画の届出が必要な方

「渋谷区みどりの確保に関する条例」第18条の規定により、次の行為を行う方は、渋谷区に「緑化計画書」の届出が義務づけられています。

敷地面積 300 m² 以上の土地に、

建築物を新築、又は増改築される方

(注意事項)

- (1) 都条例「自然の保護と回復に関する条例第47条」関係の開発の許可対象となるかについては、東京都(下記連絡先)へ確認、相談してください。(開発の許可対象該当の場合、都の受付相談票の写しを添付し区へ緑化計画書を提出してください。)

許可対象確認 東京都 環境局 自然環境部 緑環境課 指導係
第二庁舎9階南側 03-5388-3554(直通)

参考:「開発許可の手引き」

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sizen/sinseisyo/e2/tebiki.htm>

- (2) 国及び地方公共団体が有する敷地で250 m²以上の場合は緑化計画書の届出が必要です。(都条例「自然の保護と回復に関する条例第14条」)
- (3) 敷地面積300 m²以上の敷地で建築確認申請構造物のない自動車駐車場を設置される方は、接道部の緑化や、敷地内の緑化に協力してください。

3. 緑化面積の算定

新築及び増改築する建築物の緑化すべき箇所は、「地上部分」と「建築物の屋上部分」の2箇所です。

その緑化すべき面積は、下記の算定方法で得られた面積以上の面積です。

【 (1) 一般設計制度による建築物 】

地上部の緑化面積 (5~6 ページ参照)

5,000 m²未満の敷地 (敷地面積 - 建築面積) × 0.2

5,000 m²以上の敷地 (敷地面積 - 建築面積) × 0.25

建築面積とは、建築基準法施行令第2条第2号に規定する、建築確認申請で提出される面積とする。

地上部での緑化面積の確保が難しい時は、屋上部への振り替えが可能です。

建築物の屋上緑化面積 (6~8 ページ参照)

5,000 m²未満の敷地 建築面積 × 0.2

5,000 m²以上の敷地 建築面積 × 0.25

屋上緑化の建築面積は、地上部の建築面積と同じ面積を使用。屋上部での緑化面積の確保が難しい時は、地上部への振り替えが可能です。

屋上緑化は、壁面・ベランダ・フェンス緑化を含む。

【 (2) 総合設計制度等適用関連の建築物 】

総合設計制度、一団地建築物設計制度若しくは連担建築物設計制度を適用して計画する建築物、再開発等促進区（地区整備計画が定められている区域に限る。）高度利用地区若しくは特定街区内の建築物又は高度地区の特例による建築物の場合。

地上部の緑化面積（5～6ページ参照）

5,000 m²未満の敷地 $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.3$

5,000 m²以上の敷地 $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.35$

建築面積とは、建築基準法施行令第2条第2号に規定する、建築確認申請で提出される面積とする。

地上部での緑化面積の確保が難しい時は、屋上部への振り替えが可能です。

建築物の屋上緑化面積（6～8ページ参照）

5,000 m²未満の敷地 $\text{建築面積} \times 0.3$

5,000 m²以上の敷地 $\text{建築面積} \times 0.35$

屋上緑化の建築面積は、地上部の建築面積と同じ面積を使用。
屋上部での緑化面積の確保が難しい時は、地上部への振り替えが可能です。

屋上緑化は、壁面・ベランダ・フェンス緑化を含む。

4 . 地上部の緑化面積の算定基準

標準的な樹木の植栽方法

地上部での樹木の植栽標準は、10 m²あたり高木 1 本、中木 2 本、低木 3 本となっています。計算上、樹木の合計面積が植栽基盤の面積を上回る場合は、植栽基盤の面積を緑化面積とします。(植栽基盤面積が緑化面積の上限となります。) 各基盤面積を緑化平面図に記入ください。P.15 参照

(1) 樹木 1 本 (単独木) 当たりの緑化面積の算定基準

高 木 (植栽時に 2m 以上で成木時に 3m 以上になるもの).....	3 m ²
中 木 (植栽時に 1.5m 以上で成木時に 3m 未満のもの).....	2 m ²
低 木 (高木及び中木以外のもので枝葉の広がり直径 60 cm 以上になり、 植栽時に高さ 0.6m 以上で成木時に 1.5m 未満のもの).....	1 m ²

竹類 (笹を含む) は低木ですが、構造物に対して根が影響を与える恐れがありますので、コンクリート柵で竹の根張りへの対策を講じた場合に限り、その面積で算定します。

可動式の植栽基盤は、50kg 以上のものを使用してください。

高木や中木を隣接して植えた場合、樹冠 (枝や葉の茂っている部分) が重なり合わないよう植栽してください。

地被植物は、地上部での算定基準には入りません。

(2) 「生け垣」による緑化面積

$$\text{植栽幅 } 0.3\text{m (固定値)} \times \text{(植栽の延長) m}$$

(植栽の高さは 1m 以上で緑量を増す生け垣用の樹木を使用する。)

植栽幅とは、植物が生育する土の部分を言います。

植栽間隔は、樹冠が触れ合う程度 (約 20 ~ 30 cm 間隔を目安としますが樹種に合わせた植栽間隔で構いません) とします。

「生け垣」を縁石で囲う場合は、縁石の高さは 0.5m 以下とします。

樹木の押えは竹垣や高さ 1.20m 以内のフェンス (縁石を含む) とします。ただし、目隠しフェンスは不可です。

この時、接道部の場合はフェンスの外側 (道路に面する場所)、隣地境界の場合はフェンスの内側 (敷地内) とします。

(3) 植樹帯による緑化面積

植栽幅 0.6 m以上 (実測値) × (植栽の延長) m

縁石の高さは 0.5m 以下とします。

植栽は寄せ植え (密植) 状態のものとしてします。

植栽の高さは 0.6m に満たないものとしてします。

単独木としての計算はしません。

植樹帯の中に高木、中木を植栽した場合、算定するのは植樹帯の面積のみとします。

5 . 屋上部の緑化面積の算定基準

屋上緑化は、植栽した固定基礎基盤を緑化面積として算定します。

固定基礎基盤の中に植えた木は、単独木として算定せずに、基盤全体の面積だけを算定対象とします。

固定基礎基盤とは、植物が適正に生育でき、風圧や保水・排水を考慮したもので、防水層を保護するシステムです。

例)



基盤の中に植えた樹木は、単独木としては算定しません。固定基礎基盤の面積が緑化面積になります。

(1) 樹木の算定基準

地上部の樹木の基準で算定します。

植栽の計算上の面積が、固定基礎基盤の面積を上回った場合は、固定基礎基盤の面積を緑化面積とします。

(2) 地被植物の算定

土止めを含む植栽面積を計算します。(m²)

土止め幅は 10 cm 以内にしてください。

地被植物には、シバ類、タマリユウ、リュウノヒゲ、テイカカズラ、アイビー等があります。(17 ページ参照)

(3) ツル植物の算定

ツル植物には、登はん型、下垂型などがあります。
高さは植栽の種類、方式によって異なります
植栽幅（植物が生育する土の部分）0.3mで植栽してください。
株間も 0.3m で植栽してください。

構造物を使用した計算式

ア 一般的なフェンスを使用した場合。

登はん型 （高さ）1.2m × （延長）m

高さは 1.2mを固定値として算定します。（ただし、フェンス等の高さが 1.2mに満たない場合はフェンス等の高さで算出）

通常、ヘデラ類などがメンテナンスを必要とせず成長する限界値として設定しています。

イ 下垂型の場合は、2mを限度とします。

特殊な植栽専用補助資材を使用した計算式

植栽補助資材を使用する場合、成長後に植栽補助資材で壁面を覆っている部分が緑化されると想定して、被覆面積で計上します。

計画書提出時に、補助資材のパフレット等を添付ください。

（高さ）m × （延長）m

(4) その他の算定

下記についてはそれぞれ形態が異なるため、事前に相談してください。
緑化と一体となっていることが条件となっています。
相談されない場合は、算定に入りません。

菜園..... 菜園は、土と枠の部分を合せた面積とします。

池..... 屋上部で樹木と一体となる池の面積は算定しますので、そこには水生植物を植栽してください。(ビオトープ様式)

川・滝等..... 川等は、水生植物等を多用すれば面積を算定します。

園路等..... 断熱効果のある物を使用することを条件に、一通の計画書ごとに 4.5 m²を限度として緑化と認定します。

プランター類... 屋上、ベランダのプランター類の使用は、総重量が 50kg 以上のものであれば面積を算定します。
ただし、25kg 以上のプランターでも、固定連結していれば算定できることとします。

6. 緑化緩和措置

既存樹木を、伐採せずそのまま利用する場合、または、工事中ほかの場所に移植し竣工後に戻す場合、その樹木の樹冠(樹木の枝張り等)によって緑化面積を算定します。樹木の写真や種類、樹高、樹冠面積等を書いた資料を事前に提出して下さい。

【 既存樹木 1 本あたりの緑化換算面積 】

樹高が 3m 以上 5m 未満..... 6 m²

樹高が 5m 以上 10m 未満..... 9 m²

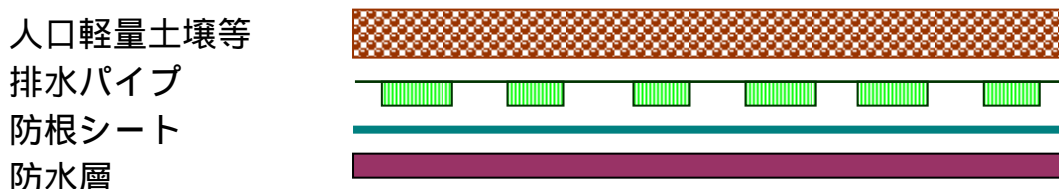
樹高が 10m 以上..... 12 m²

渋谷区保存樹木に指定されている樹木については、実測樹冠面積又は、上記面積の大きい方を採用します。

7. 屋上緑化の留意点

(1) 代表的な植栽基盤

人口軽量土壌とパッケージのトレー（雨水一時貯留型・雨水保持型等）
 排水パイプ（過湿状態を防止するため）
 防根シート、または耐根シート（植物の根張り防止材・FRP防水には不要）
 スラブ+防水（FRP防水・コンクリート防水・ウレタン防水等）
 一般的には、～ の組み合わせになります。



人口軽量土壌の土厚の目安		荷重は土壌が湿潤状態の場合の重さ。		
植栽物	土壌厚	排水層	荷重	雨水関係
3m 前後の樹木	25～30 cm	3 cm	100kg 以上 / m ²	雨水保持型
草花	10 cm	3 cm	80kg / m ²	雨水保持型
芝	5 cm	3 cm	50 kg / m ²	雨水貯留型
芝	7 cm	0 cm	50 kg / m ²	雨水保持型
他の地被植物	3～5 cm	0 cm	30 kg / m ²	雨水保持型

屋上の樹木は、樹高 3m 以下が好ましい。

（屋上の耐荷重が大きい場合や樹木倒壊止めがある場合はこの限りではない）

人工軽量土を使用すること。（荷重軽減の為）

芝の土壌は浅くすること。

（土壌を 7cm に押さえると、雑草が生えにくく、芝刈りも年 1 回程度で済む。）

屋上では無農薬が好ましい。（防水層保護のため）

使用する肥料は、堆肥が好ましい。（防水層保護のため、化学性物質を避けるのが好ましい。）

ドレインにはゴミよけを設置すること。（枯れ葉やゴミ対策）

屋上部での施工は養生作業に重点を置くこと。（防水層の保護のため）

(2) 高度制限による影響について

地上 100m の屋上緑化実験でも、地被植物類による緑化は可能との結果が出ています。

(3) 池・ウッドデッキ類について

池は、日射によって変形や劣化するものは使用しないこと。

ウッドデッキについては、多用すると反射熱や熱伝導による影響が非常に強く、注意する必要があります。

8 . 緑化計画書の提出と手順

緑化計画の届出をされる方は、当該建築物の計画段階で事前相談を受けてから、「緑化計画書」を正・副各1部提出してください。

(1) 事前相談

既存樹木等がある場合は、更地にする前に必ずご相談ください。

特に保存樹木がある場合は、協議がないと伐採等できません。

事前相談にあたっては、次のものが必要になります。

- ア 現地案内図 (住宅地図の写しで可)
- イ 緑化計画図 地上部は敷地・施設面積図、立面・断面・平面等を含む建築計画図と屋根形態及び樹木一覧
屋上部は植栽基盤図面、断面図が必要です。
- ウ 現況写真図 現存樹木を使用する場合は写真が必要です。それ以外は不要です。(現存樹木がある場合は、図に種類、高さ、樹冠面積を記入)

(2) 緑化計画書の提出

建築確認申請前に「緑化計画書」2部(正・副)を提出してください。

緑化計画書提出後、緑化基準に適合していれば、1部(副本)を後日(約1週間後)緑化計画認定書として交付します。

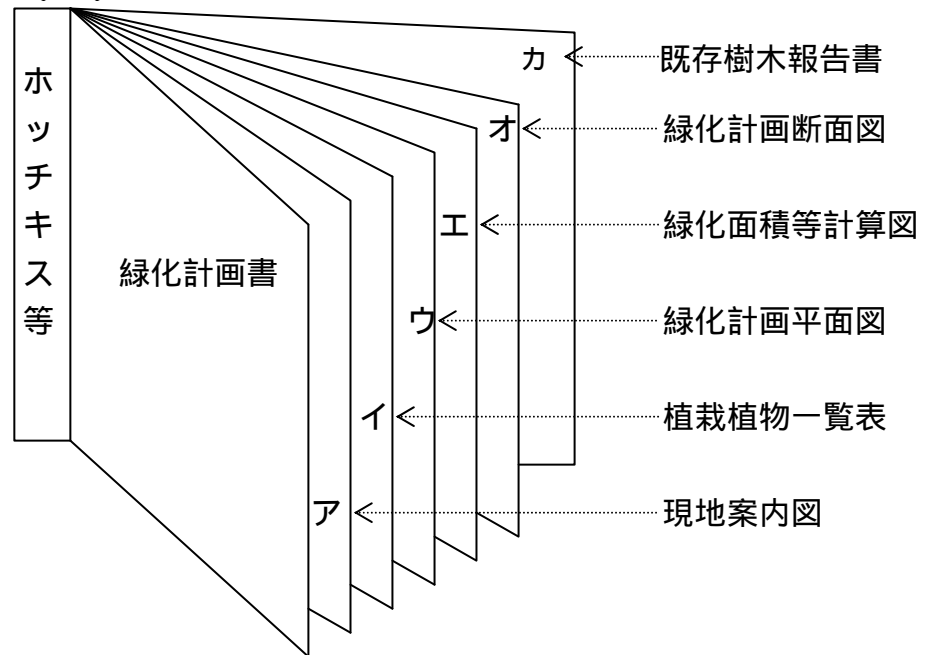
緑化計画に変更がある場合、すみやかに変更計画書を提出してください。

緑化計画書には次の図面を添付して下さい。

- ア 現地案内図 住宅地図の写しに当該地の位置を明示し、所在地を住居表示で記入すること。
- イ 植栽植物一覧表 別様式に記載すること。(緑化計画平面図の中で表を作成しても可)
- ウ 緑化計画平面図 緑地の区域、植栽基盤の面積および植栽植物の種類及び本数を記入すること。
- エ 緑化面積等計算図 植栽の位置を図示し、敷地面積、緑化面積、建築面積、屋上等の面積を記入すること。
(ウ・緑化計画平面図の中での記載でも可)
- オ 緑化計画断面図 屋上緑化用植栽固定基盤の種類と構造及びその断面を記入すること。
- カ 既存樹木報告書 既存樹木を利用する場合のみ必要。(8ページ)

の各図表は、次ページの綴じ方例を参考に、A4サイズとし、ホッチキス等で1冊にまとめて下さい。

緑化計画書の綴じ方（例）



9 . 緑化計画の変更

緑化計画書の提出後、計画内容を変更する場合は、変更内容の相談を行ってください。

(1) 変更手続きが必要な場合

建築主および設計者の変更
敷地面積および建築面積の変更

(2) 相談が必要な場合

緑化面積・植栽物等の変更

変更手続を行う場合、緑化計画書の表題横に朱書きで「(変更)」と記載し、変更内容の申立書および変更の生じた図書を添付して正・副各1部を提出してください。

10 . 緑化完了書の提出

(1) 緑化完了書の提出

当該施設の緑化が完了した場合は、速やかに「緑化完了書」を「正・副」各1部提出してください。

(2) 緑化完了書の作成要領

最初の1頁目に現地案内図を添付してください。

緑化完了書の**正本**には、緑化完了平面図(緑化計画に準じて作成し、写真方向、写真番号を記入。)及び完了写真を添付してください。緑化完了書**副本**には、写真は不要です。

図面等はA4サイズに折って左端をホッチキス等で止めてください。

緑化計画確認番号、認定日の欄には緑化計画書の受付番号、認定日を記入してください。

(3) 区による緑化完了の確認

緑化の完了にあたっては、**現場の確認検査を行います。**

緑化完了届を提出した時に、現場検査の日程を決めます。

緑化の完了を確認した後に、**副本に確認印を押した緑化完了書を施工主に** 交付します。

渋谷区長 殿

建築主 住 氏 所 名
電話番号

法人組織は、代表者印
個人施工主は個人印

印

緑化計画書

渋谷区みどりの確保に関する条例第18条の規定に基づき、下記のとおり緑化計画書を提出します。

設計者	住所	代表者の氏名を記入		連絡の取れる担当者名を記入	
	氏名			担当者氏名	
	電話			電話	
建築場所	を付ける	渋谷区	住居表示が付定されていない場所は、旧住居表示を記入		
施設の種類	1 一戸建	2 共同住宅	3 事務所	4 その他(学校、福祉施設など特殊建築)	
緑化面積の算出式	地上緑化面積	敷地面積 建築面積 建築確認申請の面積 [() m ² - () m ²] × = (A) m ²			緑化対象面積合計
	屋上緑化面積	建築面積 上記と同じ、建築面積 () m ² × = (B) m ²			(A+B) m ²
地上緑化計画	樹木等	植栽樹木	累計	単位面積	緑化面積
	同 木	植栽する樹種ごとの本数です。書ききれない時は累計欄だけ記入してください。	本	本	3 m ²
	中 木	現存樹木	事前相談・写真が必要です。	m ²	m ²
	低 木		本	本	2 m ²
	生 け 垣		本	本	1 m ²
	植 樹 帯		m	生垣の延長	m ²
					植樹帯の面積
地上緑化計画面積(合計)		m ²		緑化面積等計算図から転記	
屋上緑化計画	屋上	屋上緑化計画面積		植栽の種類	
	壁面	フェンス緑化を含む 計画面積 B		屋上緑化に使用する予定の樹木・植物名	
	ベランダ	m ²			
緑化計画総面積 (地上部+屋上部)		m ²		計画面積 A+B m ²	
緑化完了予定日		受付欄		認定欄	
年 月 日					
備考欄		必ず記入してください。検査日の予定があります。			

別記第8号様式 (第18条関係)

渋谷区長 殿

建築主 住氏 名 電話番号

平成 年 月 日

法人組織は、代表者印
個人施工主は個人印

印

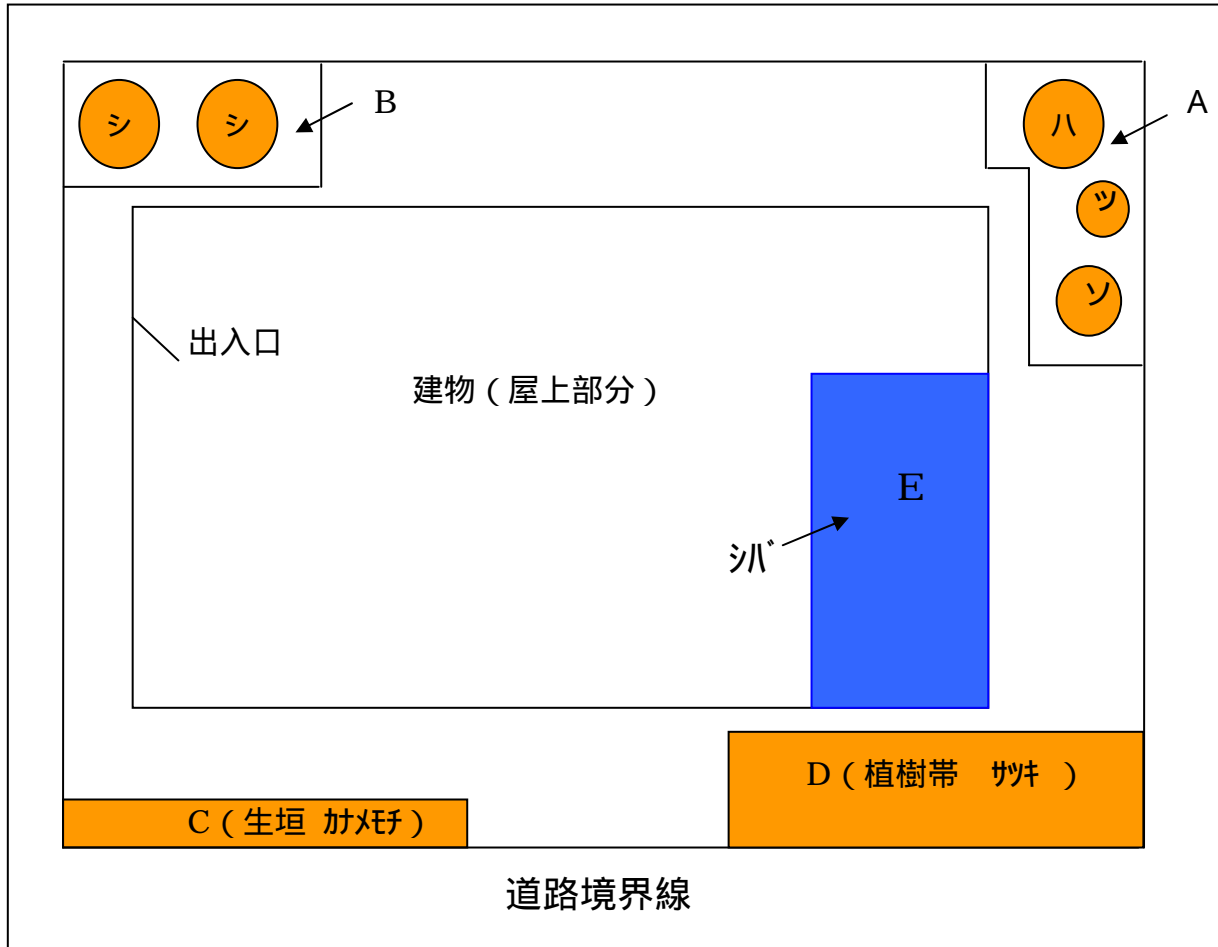
緑化完了書

下記のとおり緑化を完了したので報告します。

設計者	住所	代表者の氏名を記入		連絡の取れる担当者名を記入		
	氏名		担当者氏名			
	電話		電話			
建築場所(住居表示)		渋谷区	住居表示が付定されていない場所は、旧住居表示を記入			
緑化面積の算出式	地上緑化面積	敷地面積	建築面積	建築確認申請の面積	緑化対象面積合計 A m ²	
	屋上緑化面積	建築面積 上記と同じ、建築面積 () × = m ²				
地上緑化竣工面積	樹木等	植栽樹木	累計	単位面積	緑化面積	
		植栽する樹種ごとの本数です。書ききれない時は累計欄だけ記入してください。	本	本	3 m ²	m ²
		現存樹木		本	m ²	m ²
		中木		本	2 m ²	m ²
		低木		本	1 m ²	m ²
		生け垣		m		m ²
	植樹帯			m ²	m ²	
地上緑化竣工面積(合計)		B m ²		緑化面積等計算図から転記		
屋上緑化竣工面積	屋上	m ²	屋上緑化竣工面積合計		植栽の種類 屋上緑化に使用する樹木・植物名です	
	壁面	m ²	C m ²			
	ベランダ	m ²				
緑化計画総面積 (地上部+屋上部)		計画書の計画面積 A		m ²		
緑化竣工総面積		B+C		m ²		
緑化完了日		必ず記入してください		年 月 日		
緑化計画確認番号		認定日	年 月 日			
備考欄		必ず記入してください				

この完了書は、 http://www.city.shibuya.tokyo.jp/env/en_eventact/midori.html にPDFで用意されています。

緑化計画平面図(見本)



(地上部の緑化)

基盤	基盤面積	植栽内訳			算定面積	緑化面積(判定)
A	6.5 m ²	高木 1 本	中木 1 本	低木 1 本	6 m ²	6 m ²
B	5.0 m ²	高木 2 本			6 m ²	5 m ² (基盤)
C	3.0 m ²	生垣 30 本 (10m)			3 m ²	3 m ²
D	7.0 m ²	植樹帯(9 本 / m ²)			7 m ²	7 m ²
合計	21.5 m ²				22 m ²	21 m ²

各植栽基盤ごとの基盤面積を緑化平面図に記載して緑化面積の判定を行ってください。

上記の場合の緑化面積は、21 m²となります。

(屋上部の緑化)

基盤	基盤面積	植栽内訳	屋上緑化面積
E	10 m ²	地被植物(シバ)	10 m ²

植栽樹種一覧表（見本）

（地上部の緑化）

	基盤	樹種名	高さ	本数
高木	A	ハナミズキ	3m	1本
	B	シラカシ	4m	2本
中木	A	ソヨゴ	1.5m	1本
低木	A	ツツジ	0.8m	1本
生け垣	C	カナメモチ	1.3m	30本
植樹帯	D	サツキ	0.5m	63本

（屋上部の緑化）

	基盤	樹種名	高さ	本数
地被植物	E	シバ類		10 m ²

緑化に使用される一般的な樹木例

高木	アオギリ	アキニレ	アラカシ	イチイ	イチョウ
	ウバメガシ(高木)	エゴノキ	エンジュ	カイツカイブキ(高木)	カエデ
	カクレミノ	カシワ	カツラ	クスノキ	クロガネモチ
	ケヤキ	コナラ	サクラ	サルスベリ	サンゴジュ(高木)
	シャラノキ(夏椿)(高)	シラカシ	シンジュ	スギ	スズカケノキ
	スタジイ	センダン	タイサンボク	タブノキ	トウカエデ
	ハナミズキ	ハルニレ	ハンノキ	マテバシイ	モクレン
	モチノキ	モッコク	ヤマボウシ	ヤマモモ	ユリノキ
中木・ 生垣用	アオキ	アンズ	イヌツゲ(中木)	イヌマキ	イボタノキ
	ウバメガシ(中木)	ウメ	オウバイ	カイツカイブキ(中木)	カイドウ
	カナメモチ	カラタチ	キャラボク	キョウチクトウ	キンモクセイ
	コニファー類	コノテガシワ	サカキ	サザンカ	サンゴジュ(中木)
	シャラノキ(夏椿)(中)	ソヨゴ(中木)	チャノキ	ツツジ(中木)	ツバキ
	トベラ	ニシキギ	ネズミモチ	ハナカイドウ	ヒイラギ
	ヒサカキ	ヒバ	ヒュウガミズキ	ピラカンサ	ベニカナメ(レッドロビン)
	マサキ	マテバシイ(中木)	マユミ	ムクゲ(中木)	ヤマモミジ
植樹帯 低木	アジサイ	アセビ	アベリア	イヌツゲ(低木)	ウメモドキ
	エニシダ	オオデマリ	カンツバキ	グミ	サツキ
	シモツケ	シャクナゲ	シャリンバイ	ジンチョウゲ	竹類(要 防根)
	ツツジ(低木)	ドウダンツツジ	ハコネウツギ	バラ	ヒイラギナンテン
	ヒペリカム	ボックスウッド(植樹帯)	ミヤギノハギ	ムクゲ(低木)	ヤツデ
	ヤマブキ	ユキヤナギ	ユスラウメ	ユリオブスデージ	レンギョウ
地被類	アイビー	アジュガ	イワダレソウ	オカメザサ	コグマザサ
	シバ	シバザクラ	シャガ	タイム	タマリユウ
	ハイバクシン	ヒメツルソバ	フッキソウ	ヘビイチゴ	ポーチュラカ
	マツバギク	ヤブラン	ラミューム	リュウノヒゲ	
ツル植物	アケビ	イタビカズラ	オオイタビ	オオタビ	カラスウリ
	カロライナジャスミン	キウイフルーツ	キツタ	クレマチス	サネカズラ
	サルナシ	スイカズラ	ツキヌキニンドウ	ツルグミ	ツルバラ
	ツルマサキ	テイカカズラ	トケイソウ	ナツツタ	ノウゼンカズラ
	ハゴロモジャスミン	ピンカマジョール	フジ	ヘデラ類	ムベ

この表はあくまでも一例です。

ほかにも、植栽する場所の環境や目的に応じた植物がありますので、専門家にご相談ください。

『 渋谷区みどりの確保に関する条例 (抜粋) 』

(公共施設等の緑化義務)

第 15 条 区長は、区が設置し、又は管理する道路、公園、学校その他の公共施設及びこれらの敷地について、緑化をしなければならない。

2 国、他の地方公共団体及びこれらに準ずる団体は、その設置し、又は管理する施設及びこれらの敷地について、緑化をしなければならない。

(準公共施設等の緑化義務)

第 16 条 準公共施設の所有者等は、その所有し、又は管理する施設及びこれらの敷地について、緑化をしなければならない。この場合において、区長は、特に必要があると認めたときは、所有者等に代わって植樹することができる。

(民間施設等の緑化義務)

第 17 条 区民及び事業者は、その住居、事業所、事業所その他これらに準ずる施設及びこれらの敷地について、緑化をしなければならない。

2 前項の目的を達成するため、区長は、技術上の指導を行うとともに、樹木及び苗木の提供その他緑化に必要な援助を行うことができる。

(緑化計画の届出等)

第 18 条 300 平方メートル以上の敷地において、建築物 (建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。) の新築、改築及び増築を行おうとする者は、あらかじめ区規則に定める基準に基づき、当該建築物及びその敷地の緑化についての計画を作成し、区長に届け出なければならない。

2 前項の届出を要する行為を行つた者は、当該建築物及びその敷地の緑化が完了したときは、速やかに区長に対し、緑化完了の報告をしなければならない。

3 第 1 項の届出を要する行為を行つた者は、その緑地の適切な維持管理に努めなければならない。

(勧告)

第 19 条 区長は、前条第 1 項の規定による届出を行わずに同項の届出を要する行為に着手した者に対して、当該届出を行うことを勧告することができる。

2 区長は、前条第 1 項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る緑化について、同項の基準に適合しないと認めるときは、当該届出を行つた者に対して、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 区長は、前条第 2 項の規定による報告を行わない者に対して、当該報告を行うことを勧告することができる。

附 則

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の渋谷区みどりの確保に関する条例第 18 条及び第 19 条の規定は、平成 13 年 10 月 1 日以後に建築物の新築、改築及び増築を行おうとする者について適用する。

『 渋谷区みどりの確保に関する条例施行規則（抜粋）』

（緑化計画の基準）

第10条 条例第18条第1項に規定する基準は、次のとおりとする。

- 1 敷地の緑化は、別表第二（裏面参照）の上欄に掲げる区分に応じ、敷地面積から建築面積を控除して得た面積に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た面積以上の敷地面積について行うものとする。
 - 2 建築物の緑化は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、建築面積に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た面積以上に相当する建築物の屋上面積について行うものとする。
 - 3 建築物の緑化は、固定式植栽基盤に限るものとし、生育に必要な土壌の厚さを確保し、給排水、風対策に適切に配慮するものとする。この場合において、地被植物の植栽を緑化とみなすことができるものとする。
 - 4 建築物の緑化は、屋上の緑化を原則とし、やむをえない場合は壁面及びベランダ部分の緑化をもつてこれに代えることができるものとする。
 - 5 第一号の敷地の緑化の面積の基準を満たすことが困難な特別の理由がある場合には、別表第二の基準に基づき算出される当該敷地において必要とされる緑化の面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、当該建築物上における緑化をもつて代えることができる。ただし、この場合における当該建築物上における緑化の面積は、第二号の建築物の緑化面積には含まれないものとする。
 - 6 第二号の建築物の緑化の面積の基準を満たすことが困難な特別の理由がある場合には、別表第二の基準に基づき算出される当該建築物において必要とされる緑化の面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、当該建築物の敷地における緑化をもつて代えることができる。ただし、この場合における当該敷地における緑化の面積は、第一号の敷地の緑化の面積には含まれないものとする。
 - 7 植栽の配置は、接道部に重点を置くものとする。
 - 8 植栽面積の算定基準は、別に区長が定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、特別の理由があると認めるときは、別に基準を定めることができる。

（緑化計画の届出等）

第11条 条例第18条第1項に規定する計画の届出は、緑化計画書（別記第7号様式）によるものとする。

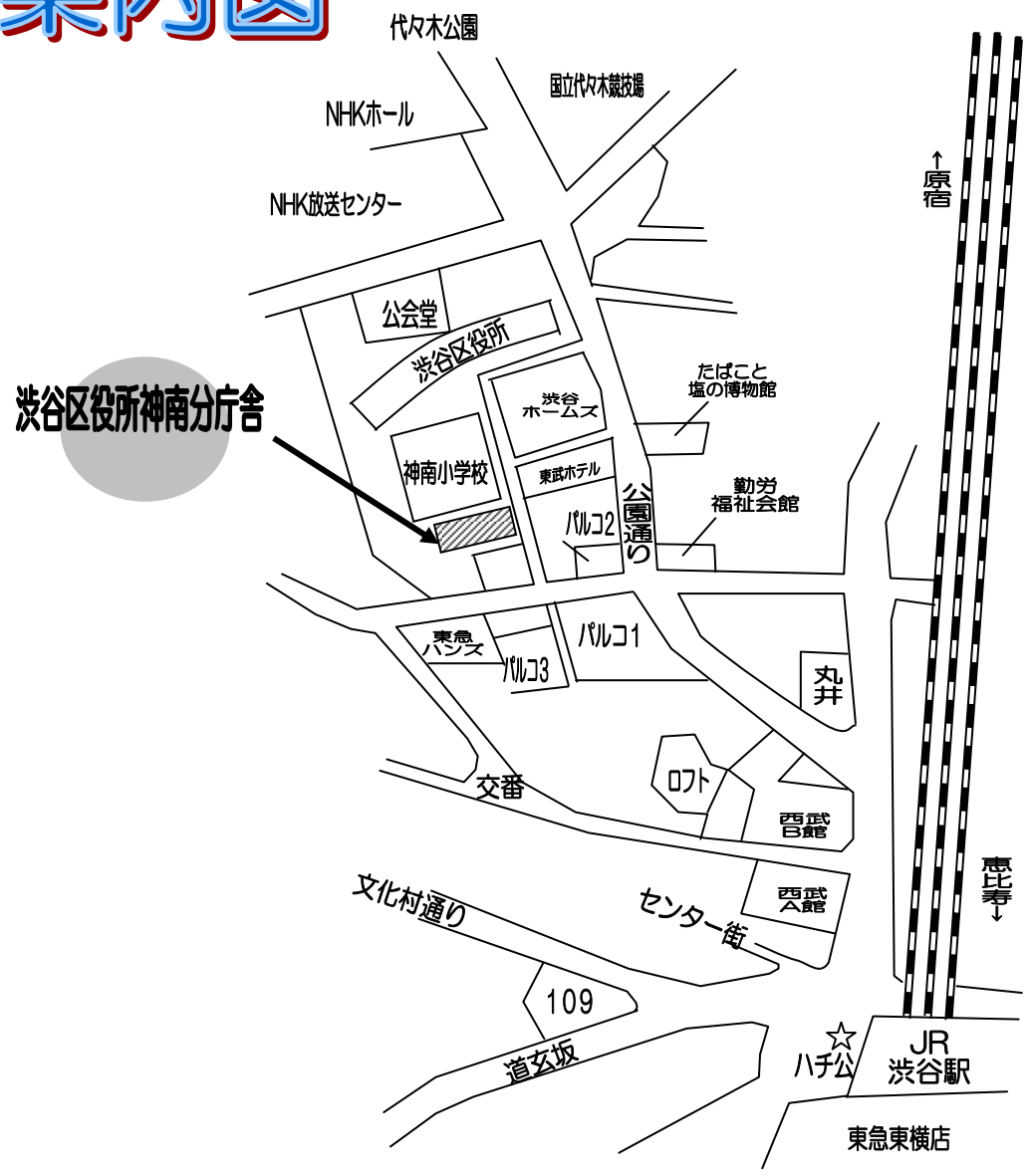
- 2 条例第18条第2項に規定する完了の報告は、緑化完了書（別記第8号様式）によるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、渋谷区みどりの確保に関する条例（昭和53年渋谷区条例第20号）第18条第1項の規定による緑化計画書を提出した者に適用される同項の区規則で定める基準については、渋谷区みどりの確保に関する条例施行規則第10条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

区分	敷地の区分	総合設計制度等の敷地以外の敷地	総合設計制度等の敷地
	敷地の規模	<p>三百平方メートル以上五千平方メートル未満（国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、二百五十平方メートル以上千平方メートル未満）</p> <p>五千平方メートル以上（国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル以上）</p>	<p>五百平方メートル以上五千平方メートル未満（国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、二百五十平方メートル以上千平方メートル未満）</p>
割合		<p>一 敷地 十分の二</p> <p>二 建築物 十分の二</p>	<p>一 敷地 十分の三</p> <p>二 建築物 十分の三</p>
備考	総合設計制度等の敷地とは、総合設計制度、一団地建築物設計制度若しくは連担建築物設計制度を適用して計画する建築物の敷地、再開発等促進区（地区整備計画が定められている区域に限る。）、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地又は高度地区の特例による建築物の敷地をいう。		

渋谷区役所神南分庁舎 案内図



...お問い合わせは...

渋谷区役所 都市整備部 環境保全課 環境計画推進係

〒150-0042

渋谷区宇田川町 5-2 渋谷区役所 神南分庁舎 3 階

03-3463-2749 (ダイヤルイン) FAX 03-5458-4903

03-3463-1211 (内線) 3524